主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤謹治の上告趣意について。

しかし憲法三六条にいわゆる「残虐な刑罰」というのは不必要な精神的肉体的苦痛を内容とする、人道上残酷と認められる刑罰を意味し、単なる量刑の不当をいうものでないことは当裁判所の判例(昭和二二年(れ)第三二三号、同二三年六月三〇日言渡大法廷判決)とするところであるから、原判決は所論のように憲法に違反するものではない。

よつて刑訴四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年五月一一日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		Щ	栗	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
- 郎	唯	村	谷	裁判官